

司法修習の場所ごとの倍率等の一覧表(67期)

59期弁護士 山中理司（大阪）

* O 倍率Aが1倍を超えてる修習地を赤文字表記とし、倍率Bが1倍を超えてる修習地を橙文字表記とした。

*1 希望する修習地については、第1希望から第6希望まで記載できる。

ただし、1群の修習地16個は2個までしか記載できないし、第5希望及び第6希望は必ず3群の修習地20個から選ぶ必要がある。